

入札参加資格確認資料作成要領・入札参加様式（建築コンサル）

1 同種業務実績

ア 同種業務の定義

一般競争入札公告個別事項「参加資格」の「3企業の業務実績」に示すとおり。

イ 元請けとして請負い、平成20年4月1日から入札参加資格申請締切日までに完成している業務の中から、アに示す規模以上の同種業務実績を次のウ、エにも留意して記載すること。

ウ 業務実績として記載する発注機関は、別紙「発注機関一覧表」に掲げるものに限る。なお、記載する発注機関の優先順位は、山梨県、国機関、都道府県、政令指定都市、独立行政法人等の順とし、その実績を記載すること。

エ イ、ウで示した条件に該当する業務実績が複数ある場合は、先ず、山梨県内における業務実績を記載すること。これが無い場合は、他の都道府県における業務実績を記載すること。

オ 内容は、業務名、発注機関名、履行場所等のほか、業務内容等を記載すること。

カ 過去の同種業務実績について証明するための添付資料として、当該業務の契約書、委託業務契約用設計書表紙、内訳書等（以下「契約書等」という。）の写しで実績が確認できるものを添付すること。パブディス（PUBDIS：公共建築設計者情報システム）に登録があるものについては、パブディス登録番号を記載すれば、添付の必要はない。

キ 契約書等の写しがない実績については、実績として認めないので記載しないこと。

2 資料提出にあたっての留意事項

ア 配置予定技術者の資格を証明する書面とは、一級建築士の場合は「一級建築士免許証」の写し又は「一級建築士登録証明書」の写し、建築設備士の場合は「建築設備士登録証」の写し。

イ 入札参加資格確認資料（入札参加資料及び添付資料）については、提出期限以降の差し替え、再提出は認めないので、公告等に示された事項を事前に十分確認してから提出すること。

ウ 入札参加資料及び添付資料については、書面にて提出すること。その際、添付漏れがないよう注意すること。添付漏れの書類についても、提出期限以降の追加提出は認めない。

エ 入札参加資格確認資料及び添付資料の提出時に返信用封筒を各種申請書と併せて提出すること。（「速達」扱いとして切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載すること。）

オ 入札時の提出書類（業務内訳書）についても、書面にて提出すること。

発注機関一覧表

機 関 等	内 訳
山梨県	
国機関	国土交通省 内閣府 防衛省（庁） 農林水産省 文部科学省 その他中央省庁 （環境省、厚生労働省、経済産業省、総務省、その他）
都道府県	山梨県以外の都道府県（政令指定都市を含む）
公団等	機関名称末尾に「公団」が付されている機関
独立行政法人等	（地方独立行政法人を含む）
市町村	
公営企業等	（地方公社を含む）
事業団等	環境事業団 日本下水道事業団 その他事業団等
民間等	高速道路株式会社 電力、ガス 電話会社 ＪＲ、私鉄 石油備蓄会社

当分の間、道路公団から民営化された各地域の株式会社の工事实績は公団の実績として扱う。

当分の間、国、都道府県、市町村から独立行政法人化した機関の工事实績は各々の法人化前の機関の実績として扱う。